

第 3 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 7 年 9 月 2 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第8号	市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について	P1
報告第9号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率について	P3
報告第10号	令和6年度決算に基づく資金不足比率について	P5
報告第11号	債権の放棄について	P7
報告第12号	債権の放棄について	P9
議案第65号	令和6年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について	P11
議案第66号	令和6年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P13
議案第67号	令和6年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	P15
議案第68号	令和6年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P17
議案第69号	令和6年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P19
議案第70号	令和6年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	P21
議案第71号	令和6年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P23
議案第72号	令和6年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P25
議案第73号	常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	P27
議案第74号	常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P37
議案第75号	常陸大宮市山方地域温泉供給条例の一部を改正する条例	P41
議案第76号	市道路線の廃止について	P47
議案第77号	令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算(第3号)	別冊
議案第78号	令和7年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第79号	教育委員会委員の任命について	P51
議案第80号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P53
議案第81号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P55
議案第82号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P57

報告第8号

市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び常陸大宮市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（令和元年常陸大宮市条例第27号）第4条第2項の規定に基づき、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和7年9月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第 9 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率を、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 2 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.2	31.5
(12.86)	(17.86)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は、常陸大宮市に係る早期健全化基準を記載している。

報告第 10 号

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 2 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

備考

資金不足比率がない（算定されない）場合は、「—」を記載している。

報告第 1 1 号

債権の放棄について

常陸大宮市債権管理条例（令和 4 年常陸大宮市条例第 1 9 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称	件数	金額	放棄した事由 (債権管理条例第15条 第 1 項の該当規定)	債権放棄日
市営牧場使用料	1件	61,740円	第 6 号(消滅時効)	令和7年3月31日
百人の森オーナー 制度年間登録料	2件	23,750円	第 6 号(消滅時効)	令和7年3月31日
合計	3件	85,490円		

令和 7 年 9 月 2 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第 1 2 号

債権の放棄について

常陸大宮市債権管理条例（令和 4 年常陸大宮市条例第 1 9 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称	件数	金額	放棄した事由 (債権管理条例第15条 第 1 項の該当規定)	債権放棄日
水道料金	23件	794, 850円	第 6 号(消滅時効)	令和7年3月31日

令和 7 年 9 月 2 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 5 号

令和 6 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 6 号

令和 6 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 7 号

令和 6 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 8 号

令和 6 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 9 号

令和 6 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 70 号

令和 6 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 7 1 号

令和 6 年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市上水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市上水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 7 2 号

令和 6 年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市下水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度常陸大宮市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 73 号

常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (8) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業をいう。
- (9) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (10) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(最低基準の目的)

第3条 この条例により定める基準（次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害対策）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに

に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所の設備及び職員は、乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員が兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなら

ない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所の運営規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処

遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定める余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第22条第3項第1号及び第23条第2号において同じ。）又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号及び次条第3項第2号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条

以上の階		第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等のいずれからも歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備の部分とそれ以外の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項及び第3項において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第23条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年茨城県条例第64号）に定める基準

(3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）に定める基準

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第22号）に定める基準

（乳児等通園支援の内容）

第24条 乳児等通園支援事業者は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ，乳児等通園支援事業の特性に留意して，利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

（保護者との連携）

第25条 乳児等通園支援事業者は，利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，乳児等通園支援の内容等につき，その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（電磁的記録）

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 4 号

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

入所・入園児童が減少している山方保育所及び美和認定こども園の利用定員を見直すに当たり、常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 27 年常陸大宮市条例第 6 号）における定員を定める規定を整理するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成２７年常陸大宮市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条（見出しを含む。）中「，位置及び定員」を「及び位置」に改め，同条の表定員の欄を削る。

附 則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

議案第 7 5 号

常陸大宮市山方地域温泉供給条例の一部を改正する条例

常陸大宮市山方地域温泉供給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

四季彩館の源泉を利用した新たな温泉供給事業を行うに当たり、供給方法や利用料金等事業実施に必要な規定を整理するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市山方地域温泉供給条例の一部を改正する条例

常陸大宮市山方地域温泉供給条例（平成１６年大宮町条例第１３８号）の一部を次のように改正する。

題名中「山方地域」を削る。

第１条中「山方地域における」を「市が所有する」に改める。

第２条第３号を次のように改める。

（３） 受給装置 次のいずれかの装置をいう。

ア 供給装置から利用施設までの送湯管及びこれに附属する設備

イ アに掲げるもののほか、温泉の供給を受けるために供給装置に接続する設備

第２条に次の１号を加える。

（４） 給湯車運搬 温泉の供給を受ける者（以下「受給者」という。）が自らの給湯車（温泉を運搬することのできる装備を有する車両をいう。）

により温泉を利用施設まで運搬することをいう。

第３条中「供給量」を「受給計画」に改める。

第４条中「温泉利用計画のある」を「温泉を利用した」に改める。

第５条第１項中「を制限し、若しくは一時停止し、又は時間を制限」を「若しくは時間を制限し、又は一時停止」に改める。

第６条中「市長」を「市」に改める。

第７条中「市長」を「市」に、「温泉の供給を受ける者（以下「受給者」という。）がこれを」を「受給者が」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 前項の規定は、市長と受給者との協議により、供給装置の工事の全部又は一部を受給者が施工することを妨げるものではない。

第８条中「供給装置」を「受給装置の維持管理」に改める。

第９条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「の変更、改造、増設」を「を変更し、改造し、増設し、」に改め、同条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第１０条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「の使用目的」を削り、同条第２号中「２か月」を「２月」に改める。

第12条第1項中「供給許可」の次に「（給湯車運搬による場合を除く。）」を加え、同条第2項中「より供給加入金を納付しない」を「よる供給加入金の納付がされない」に改め、同条第4項中「規定による」を削る。

第13条を次のように改める。

（供給料金）

第13条 市長は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額により算定した料金を受給者から徴収する。

区分	供給料金（1立方メートルにつき）
市内で営業する者	1, 030円
市外で営業する者	2, 060円

第16条を次のように改める。

（供給量の測定）

第16条 温泉の供給量の測定は、供給メーターにより行う。

第17条中「市長の」を「市長が」に、「の者」を「のもの」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「市長は、」の次に「受給者が」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「その」を「当該」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 6 号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
20515 号線	岩崎字金山 557 番 5 地先	岩崎字金山 557 番 5 地先	27.44	1.00～ 3.90

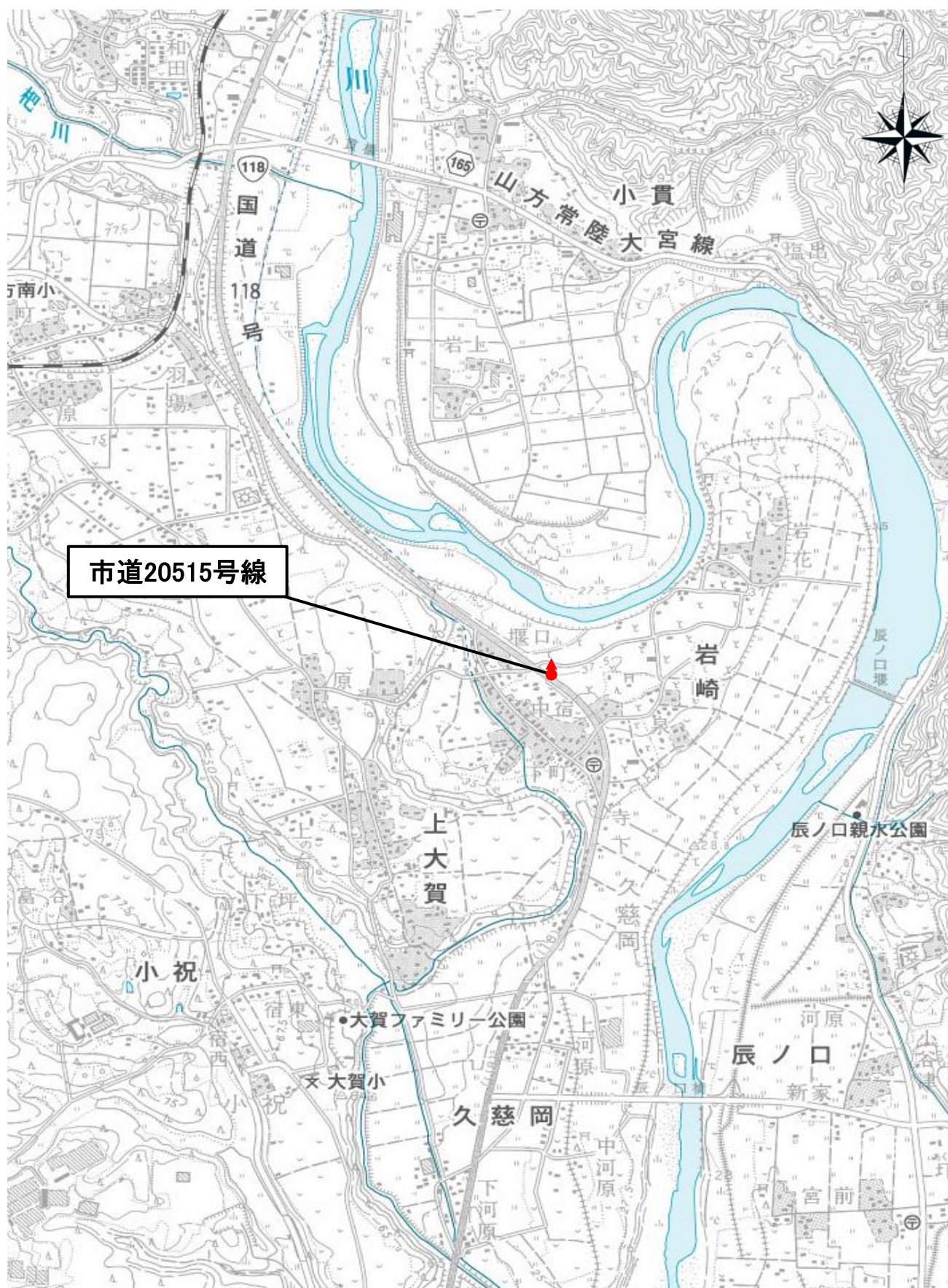
令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

用途廃止申請により、公共の用に供する必要がなくなったと認められる路線を廃止するものです。

廃止路線位置図



廃止路線図



議案第 79 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 楠 加代子
●●●●年●●月●●日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

教育委員会委員 宮田 則子 氏が令和 7 年 10 月 19 日で任期満了となることから、新たに 楠 加代子 氏を教育委員会委員に任命したいため、提案するものです。

議案第 80 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 宇留野 真由美
●●●●年●●月●●日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 宇留野 真由美 氏が令和 7 年 12 月 31 日で任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。

議案第 8 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 大串 理恵子
●●●●年●●月●●日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 大串 理恵子 氏が令和 7 年 1 2 月 3 1 日で任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。

議案第 82 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 粕谷 孝明
●●●●年●●月●●日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 篠田 敏夫 氏が令和 7 年 12 月 31 日で任期満了となることから、新たに 粕谷 孝明 氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。